

# 社会政策としての特殊教育

—感化教育を中心として— (その1)

伊 藤 幸 恵

明治5年の「学制」はすべての国民に就学の義務を規定した。以来、公的な学校教育制度が整備され、義務就学制度が確立されていくなかで、その学校教育制度の枠外にしめだされ、普通一般の公教育の対象から除外される「特殊」な子どもたちがいた。それらの子どもたちは心身に障害をもつ子どもたちであり、貧困な家庭の子どもたちであり、さまざまな条件によって就学の機会がとざされている子どもたちであった。

そのような子どもたちのなかに、ここで主として問題にする感化教育の対象となった「性行不良」な子どもたちも、また含まれていた。一般国民の就学義務が強要される一方において、その教育の対象からはずされ、放任されたままとり残される子どもたちの問題は、国家権力にとっては社会の安寧秩序を維持するうえで必要となる保護救済の対象でしかなかった。そして、その保護救済事業は基本的には「人民相互の情誼」によって行なわれるべきものとされており、私的な事業として民間の篤志家の手にゆだねられていた。この「人民相互の情誼」では処理できないような場合に、国家は行政的な指導を行なった。この国の行政的な指導によって、就学するうえでさまざまな障害をもち、公教育からみすてられていた子どもたちのなかで、まずとりあげられたのが「性行不良」な子どもたち、感化教育の対象となった子どもたちであったということができよう。

わが国において、児童にかかわる法規としては、明治4年の太政官達「棄児養育米給与方」などがあるが、これは極めて前近代的、限定的、救恤的なものとして除外すると、児童の保護という観点から制定された最初の立法は明治33年に公布された「感化法」であった。以後、明治44年のわが国最初の工場労働者の保護

立法である「工場法」（施行大正5年）がともかくも児童労働の禁止または制限を規定したり、昭和初年の大恐慌のもと、国民生活の破局的窮乏化が進行するなかで、昭和8年に「児童虐待防止法」、昭和12年に「母子保護法」が制定されるなどしたが、それらは児童保護立法としては極めて不十分なものでしかなかった。戦前、わが国において公的な保護を必要とされる児童に対する積極的な立法は全く用意されることがなかったのである。「感化法」は唯一の「保護・教育」立法であったということが出来る。わが国において公的な保護が必要とされるさまざまな子どもたちのなかで、犯罪をおかした子どもたち、犯罪をおかすおそれがあるとされた子どもたちに対してのみ、公的な保護・教育の施設・機関が「保護立法」の制定によって用意されたのであった。

感化教育の必要性を訴え、その事業に先駆的にとりくんだ人びとは「感化法」の制定を歓迎した。「感化法」は不良児を保護し、その教育を保障するものであった。少年犯罪者を懲罪の機関である監獄から解放するものであった。感化院は教育の機関であった。「感化法」にもとづく「感化院」の事業を中心にして「感化教育」という教育の特殊な分野が形成されていった。

感化院を設立しようとする運動は、社会的にみすてられている子どもたちの保護救済を目的としてひきおこされた。少年犯罪者を成人と同様に監獄で処遇することの非を訴えて提唱された。社会的にみすてられたものに対する慈善救済事業としてはじめられた限りにおいて、感化事業は児童保護事業であり、感化院は懲罪の機関ではなかった。

しかし、感化院は本来的に行刑的、懲治的な性格をもつものであった。社会的にみすてられているものの保護救済を目的とはしながらも、それらの子どもたちのもつ犯罪性性格こそが問題であったのである。感化院は犯罪の萌芽をとりのぞき、犯罪性性格を矯正する機関であった。感化院の設立運動は、将来の犯罪を未然に防止することの社会的な意義を訴えて成立していったものである。

慈善救済事業としてはじめられた感化事業は明治33年に「感化法」が制定されるにいたって、それはもはやたんなる慈善救済事業ではなくなるのである。「感化法」の出現は少年犯罪者の問題が治安対策上、国家的な施策を必要とされるよ

うになったことを示めすものであった。なかんずく明治41年、刑法が改正され、従前には刑法にもとずいて処置されていた少年犯罪者を「感化法」がひきうけることとなって以来、感化院の行刑的、懲治的性格はつよめられるのである。感化院の事業は民間有志者の自発的な救済事業としての性格を離れて、国家の少年犯罪者に対する政策のなかにくみこまれていったのである。

感化院を児童保護事業たらしめんとして熱心にとりくんだ人びとは、感化院は行刑的、懲治的な施設ではなく、その事業の目的は犯罪の防遏や、救貧、防貧にあるのではなく、まぎれもなく児童そのものの教育にこそ、その目的があるのだということを訴えてやまなかった。しかし、感化院の行刑的、懲治的性格は感化事業担当者の努力によってぬぐいさることのできるものではなかった。

「感化法」は昭和8年に至り「少年教護法」と変った。「感化法」の改正は感化事業担当者の側から出された要望でもあった。その理由の1つは「感化院」ということばのもつ懲罰的なひびきを名称を変更することによって、とりのぞこうとしたからであった。感化事業は教護事業とその名を変えた。しかし、これはたんなる名称の問題ではなかった。世の人びとの感化院に対するいわれのない偏見の問題ではなかった。「感化院」ということばはその後もながく生きたことばとして残っていた。感化事業担当者の意図はどうあれ、国家にとって感化事業は社会的、教育的にみすてられたものに対する社会政策、治安対策として位置づくものであった。感化教育の主要な目標は児童そのものにあるのではなく、あくまでも社会の安寧秩序の維持にあるのであった。感化教育は少年犯罪者のおかれた状態に同情し、教育の可能性を問題にしながらも、その教育の可能性の追求は少年犯罪者を治安対策の対象としてみるみかたに大きく制約されてしまっていた。

「保護教育」ということばがよく「感化教育」ということばにかわって用いられていた。「感化」ということばの行刑的なひびきを避けるために意識的に用いられたことばである。保護教育は「正当には広く保護事業と解すべき」であり、その対象は「何等かの原因で他から特別の保護を必要とするもの」であり「人体、心身に欠陥ある者、性行の不良なる者」や「境遇或は環境に異常のある者」<sup>(1)</sup>ではあるが「不良児の感化教育」を意味していたのである。

保護教育ということばが感化教育と同意語的に使用されていたということは、わが国において感化教育の対象以外の保護を必要とされる子どもたちに対する施策が貧困であったことをも示めている。感化教育の担当者が感化ということばを避けたということもあるが、保護教育の主要な部分は感化教育であったのである。さまざまなかたちで公的な保護を必要とされる子どもたちに対する教育、保護教育の中心が感化教育であったということは、保護教育の目的が社会的、教育的に放置されている子どもたちの不良化を防止することに焦点がおかれていたことを示めている。

社会的、教育的に放任されている子どもたちを特異な児童にとらえ、それらの児童に対する特別な教育活動が普通一般の教育からきりはなされて独自に成立するとき、社会的、教育的に放置されている児童の特異性はますます固定化されるのである。感化院で行なわれる教育を中心にして感化教育という独自の教育の分野が形成されていった。それは特異な児童に対する特殊な教育的な働きかけであり、その特殊性のために、普通一般の教育とは別個に独立して存在するものであった。感化教育の進展にともなって、その対象児童を特異なものとするみかたがつかまってゆくのである。

#### 学校教育の体系のなかで構想された「改善学校」等について

明治5年の「学制」は統一的な公教育の制度を確立し、義務就学の制度を全国的に実施しようとしたものであった。「学制」は欧米先進諸国の教育の制度に準拠してつくられた。「一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」とする「学制」の精神を実現するためには、身体的にあるいは社会的にさまざまな障害をもったものに対して、特別な教育機関が用意されることが必要であった。それらは欧米先進諸国の教育の状況として、しばしば紹介されていた。欧米の教育事情の紹介者は盲学校や聾学校、精神薄弱者の学校についても多くを語っていた。性行不良児の教育機関もまた、「改善学校」、「改良学校」などというよび名で紹介されていた。

すべての国民を対象にした統一的な公教育の制度が構想されるにあたって、通

常の教育機関にはなじみにくい子どもたちの教育のことも、多少は考えられたことがあったであろう。しかし、人権の思想を基盤にもたなかった「学制」はそれらの問題についてあまり関心をはらうことはなかった。従って「人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサル」小学校に就学が困難であるものに対する「学制」の配慮は「富者」の「仁恵ノ心」にまわって設立されるという「貧人小学」（「学制」第24章）の規定と、小学校の規定に関する章（明治5年「学制」公布当時は中学校の章）のおわりに「廢人学校アルヘシ」という条文をつけくわえたにとどまった。

この「廢人学校」の規定は心身に障害あるものを対象にしたものと考えられているが、それは心身の障害者の就学を保障する積極的な規定ではなかった。ただ、たんにつけくわえられただけのものということができるものであった。

「学制」には「改良学校」に類する教育機関の規定はみあたらない。このことは国民皆学をめざして義務就学の制度が樹立されるときに、たとえば心身障害児のための教育的な配慮を全くかいていたことと同程度に重視すべきことではなく、同一の次元で論じられない問題を含んでもいる。行動問題児に対する教育的な配慮の有無は、行動問題児のための特別な教育機関があるかないかだけでは単純に判断できないことでもある。ただ、ここで問題としたいのは、学校教育の場のなかで生起してくる行動問題児を基本的にどのようなとりあつかおうとしているのかについてである。行動問題児の教育の問題を公教育の体系のなかで考えてゆくのかどうかということである。

「改良学校」というものが極めて教育的な施設として、また義務教育制度を完成させるうえで必要とされる学校の1つとして紹介されていた。このことに注目するならば、その「改良学校」の規定をかいたということは、心身障害児などに対する教育の場合と同様に、行動問題児についても放置するということが「学制」の基本的な姿勢であったのではないかと考えられる。

「学制」を施行するにあたって、各府県で「学制」の規定にもない「改良学校」のことなどまで、一応考慮に入れたということはあまり考えられないことではあるが、明治8年の「文部省年報」の埼玉県年報はその「将来教育進歩ニ付須要ノ件」として、「改良学校ヲ設立シ繫囚並ニ懲役人ニ勸懲ノ道ヲ教ヘ務メテ良

心ヲ生セシムル事」とし「既ニ緒ヲ開」いたとしている。また、明治10年の「文部省年報」の神奈川県の学事年報によれば、同じく「将来教育進歩ニ付 須要ノ件」として、「将来進歩ニ付 須要ノ件其目少ナラスト 雖モ第1」が中学校及び女学校の設立で「幼稚園盲啞改良ノ三学及び女紅場等之ニ次グ」としている。埼玉県や神奈川県の学事年報に右のような記述があるのは極めて異例なことではあるが、「改良学校」というものが公教育制度下の学校の1つとしてうけとめられる可能性があったことを示めしているものともいえるであろう。

学校教育制度を充実発展させていくなかで「改良学校」を設立しようという動きは、次の京都府の「就学法略則」や第一大学区府県教育会議の決議のなかに明確によみとることができる。すなわち、「改良学校」について、明治9年4月京都府が文部省に上申した「就学法略則」に「父兄ハ学ニ就カシメントシテ之ヲ督励スルト 雖モ懶惰ニシテ就学セサルノ子弟ハ 仮改良学校（仮中学内ニ設クベシ）ニ入レテ授業スベシ<sup>(2)</sup>」という規定があるという。（この規定は文部省によって却下されたという。）また、明治9年1月東京の昌平館で開かれた第1大学区府県会議は「生徒養生の議」に関して、子どもを指導するうえで留意すべきさまざまな点（生徒養成のためにはよい教師を選ばなければならないこととか、子どもはそれぞれその性質がちがうのだから、それに応じて指導し、子どもが喜んで学習するようにしなければならないこととか、子どもの健康のために注意しなければならないこととか）を議したなかで、学業遅進児や不良児のこともとりあげられた。不良児については「不良ノ児アリテ規則ニ犯触スルコトアルモ罪ニ服セザルニ之ヲ罰スルコト勿レ凡ソ生徒ヲシテ自ラ改良ノ心ヲ生セシメンコトヲ要ス」と行動問題児に対する教育的な方針が記されている。改良院について「改良院ハ都テ幼年ノ子女平常暴慢詐偽ノ悪行ヲナシ教師父母等ノ教誨ニ悖リ他ノ子弟ノ障害ヲナスモノヲ押置シ懇篤厳格ナル教師ヲ択ビ規則ヲ整肅ニシ勸喜懲悪ノ道ヲ教ヘ良心ヲ生セシムルヲ要ス<sup>(3)</sup>」としている。ただし、「将来ノ標準トナスベキモノ<sup>(3)</sup>」という文章がそのすぐあとにつけくわえられているから、改良院のことはこの段階では、たんなる説明文にしかすぎないものではあった。しかし、翌10年4月に開かれた第1大学区府県教育会議では「改良学校設立ノ目途ヲ立ル事」と「改良

(4)  
 学校」の設立を決議している。この決議は「生徒過失アリテ退学ヲ命スル者或ハ不良ニシテ父兄ノ戒諭ニ従ハサルモノハ改良学校ニ入レテ之ヲ教導シ悔悟ノ色改心ノ実アルヲ待テ再ヒ尋常ノ学校ニ入ラシメ之ヲ善良ノ人トナスハ教育ノ主眼」であるのに「各府県未ダ此設ケナキノミナラズ偶過失アリテ退学ヲ命ズル者ハ再ヒ其校へ入学スルコトヲ許サス其甚シキニ至リテハ管内何レノ学校へモ入学スルノ權ヲ殺クモノアリ是其生徒ヲ廃棄スルモノニシテ教育ノ要旨ニ戻ル」ものであるとして、「改良学校」設置の必要性を説くすぐれた提案であった。設置する方法として、1つの学校を設立するのは資金の上で困難であろうから「1学校中1教場を改良室」として設定することを提案するなど、「改良学校」設置に関する積極的な姿勢がみられる。

こうした提案が学校教育関係者のあいだから出てくるということは、強力な就学督励によりようやく普及してきた学校教育の場のなかで早くも行動問題児のことが問題となってあらわれてきており、それらの行動問題児の多くは学外に追放されていたことを示めている。京都府や第1大学区教育会議の提案は、学校教育のなかで生じたそれらの問題を、ともかくも教育上の問題として、みずからの直接的な責任の下で解決しようとする努力を示めすものであったとみることができよう。

「改良学校」設立の必要性は国家の安寧秩序の維持という社会政策的な観点からも提唱されていた。たとえば、明治11年5月文部省刊行の「教育雑誌」（第65号）に内海共之による「改良学校ノ設立ヲ論ズ」という次のような寄稿論文が掲載されている。すなわち、「夫レ国家ノ安寧ヲ保護スルハ人民ノ教育ニ如クハナシ」という原則にたち、悪心ある児童を校則により退校させることがあるが「斯ノ如キ児童ニシテ僅ニ退学ヲ命ズルニ止リ更ニ教育ヲ加ヘザル時ハ其悪心益増長シテ終ニハ毒ヲ社会ニ流シ恐ルベキ災害ヲ醸成スルニ至ルベシ。夫レ父母教師ハ共ニ協力シテ不良ノ児童ニ罰責ヲ施シ之ヲ矯正シテ善ニ導キ悪ヲ懲ス者タリ、然ルニ今ヤ教師ニシテ心性未ダ定ラザル幼童ノ僅ニ盗心ノ萌シ有リト称シ之ニ教誨ヲ加ヘズシテ忽チ之ヲ放逐スル」ようなことは賛成できない。しかし、だからといって「斯ノ如キ悪児ヲシテ他ノ良児ト同シク校中ニ在テ玉石俱ニ混淆」してい

るのはよくないので、泰西にならい「改良学校」を設置すべきであるというものである。そして、そのことは「児童ノ幸福而已ナラズ亦以テ国家ノ至幸」ともなるものである。このような性行不良な児童の問題を国家の治安対策上の問題としてとらえる立場は、後に内務省が国民の思想善導、犯罪の予防危険思想の防遏のための貧困対策として積極的に推進した感化救済事業の思想へとつながるものであった。また、この考え方は学校教育の枠外で成立、発展していった感化教育の思想でもあった。

感化教育が学校教育の対象から除外されてしまっている子どもたちの保護救済を目的として出発しながらも、一般の学校教育からきりはなされて成立し、発展したことによって、その児童観、教育観のうちには、常にその対象児童を特殊とみるみかた、治安対策上の観点によって立つ考え方をひそませていたのである。

明治12年、「学制」が廃止され「教育令」が公布された。教育令の公布に先だって明治11年5月文部省が太政官に提出した教育令の草案、「日本教育令案」のなかに

第18章 学校ハ小学中学師範学校専門学校盲学校聾啞学校改善学校其他各種ノ学校ナリ

第26章 盲学校ハ盲人ヲ教導シ、聾啞学校ハ聾啞ヲ教導スル所ナリ

第27章 改善学校ハ不良ノ児童ヲ訓誨スル所ナリ

という各章が設けられていた。教育令の認める学校として盲学校、聾啞学校、改善学校の各学校の名称がそれぞれ指定され、独立した1章が設けられていたのである。原案の起草にあたった田中不二麻呂がみずからの欧米の教育事情調査にもとづく内容を取り入れたことや先にあげたような国内における「改良学校」設立の論評や動向が多少なりとも反映されたものと思われる。

(明治11年には京都盲啞院が発足し、東京の楽善会も訓盲院づくりの事業をはじめするなど、盲聾学校設立の大きな運動が展開されていた。)

しかし、この草案の盲学校、聾啞学校、改善学校に関する条項は審議の過程で全て削除されてしまった。以来、「改良学校」に類する学校が教育立法のなかで

問題にされることは絶えてなくなる。そればかりではなく、明治23年教育勅語が公布された年に改正、公布された小学校令はその第1条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と教育の目的を明確に規定するとともに、第23条において「伝染病若クハ厭悪スヘキ疾病ニ罹ル児童又ハ一家中ニ伝染病アル児童又ハ不良ノ行為アル児童又ハ課業ニ堪ヘサル児童等ハ小学校ニ出席スルコトヲ許サス」と規定、不良の行為ある児童などを教育の場から放擲したのである。これは第1条の教育の目的規定から照らしてみるならば「不良の行為ある児童」は「国民」たるの資格を喪失させられる規定であるといえる。

この23年の「小学校令」はその21条に就学の猶予と免除（対象は「貧窮ノ為又ハ児童ノ疾病ノ為其他已ムヲ得サルトキ」）に関する規定を設け、児童の保護者に就学猶予、免除を申請する義務を課し、「市町村長ハ前項ノ申立（就学猶予、免除の）ナキモ猶必要ナリト認ムルトキハ学令児童ヲ保護スヘキ者ニ就キテ検査ヲ行フコトヲ得」とし、無断の不就学を従前の法令に比して厳しくとりまろうとしている。皇国の臣民としての道德教育、国民教育を授けるために全ての国民に対する就学義務、出席義務の強制とともに、「不良ノ行為アル児童」、「課業ニ堪ヘサル児童」の教室からの追放が規定されたのである。就学率もようやく50%を超えた時期において、国民の教育目的が明確化された段階において、「課業に堪ヘサル児童」が明確に学校教育の対象からはずれていった。

### 感化院設立運動の展開

学校校育の体系のなかで性行不良な児童のための特別な教育機関を制度化しようとする提唱はとりあげられなかった。わが国の教育立法は非行少年の教育に関する規定をもつことはなく、それらの子どもたちに対する教育の問題は学校教育の、一般国民に対する公教育の枠外で感化教育の運動となって発展してゆく。

感化事業の運動はまず、監獄改良運動の一つとして少年犯罪者の処遇改善を訴えてはじめられた。少年犯罪者の教育の可能性を重視し、これを成人から分離す

べきであるとした。少年犯罪者が成人と同一の監獄内におかれることの非教育性を強調し、少年の処遇を懲治にかえて、あるいは懲治にくわえて教育をもってすべきであるとした。

少年犯罪者の処遇に関して、明治5年に公布された「監獄則」は「此監亦界区ヲ別チ、他監ト往来セシメズ罪人ヲ遇スル他監ニ比スレバ稍々寛ナルベシ」（第10条）とする「懲治監」の規定があった。この「懲治監」は少年犯罪者の他に「懲役満期ニ至リ悪心未ダ悛マザル者」、「貧寒營生ノ道ナク、再ビ悪意ヲ挾ムノ嫌アル者」と「平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入レンコトヲ請フモノ」を收容しようとするものであり保安処分的救済施設であった。

わが国において刑法上、少年を成人から区別したのは、明治13年に制定された「刑法」からである。これによって12歳未満のものおよび、13歳以上16歳未満のもので是非の弁別なく罪をおかしたものは刑事責任がないものとされた。刑法上の罰は科されなくなった触法少年は刑法の規定に基づいて「懲治場」に收容されることになった。この刑法の施行により明治14年「監獄則」は改正され、監獄の一種として「懲治場」が「懲治人ヲ懲ス所」としておかれた。ここに懲治人とは刑法の規定により懲治場に留置される少年犯罪者と「放逸不良」で尊属親が「矯正帰善」のため入所を願い出た少年（8歳から20歳まで）であった。

刑事責任がないとされた幼年犯罪者は是非弁別能力のないということで刑法上の刑は科されなくなっただけで、それはやはり懲罪の対象であった。幼年犯罪者はなお、監獄の一種である懲治場におかれ懲されることになっていた。これに、尊属親の権限のもとに懲罰的に入監してくる放逸不良な少年たちが加えられたのである。

この懲治場処遇の整備が行なわれるまでには時を要し、著についたのは明治20年代からであるという。<sup>(5)</sup> 明治23年改正の監獄則に「地方監獄、拘置監、懲治場ノ一区画内ニ在ルモノハ墻壁ヲ以テ之ヲ区画スベシ」（第14条）と規定されたように懲治場は独立した施設ではあったが、その多くは一般監獄に附設されたものであった。

明治5年の「監獄則」以来、幼年犯罪者のため懲治監などがあることになって

はいたが実際にはあまり設けられることもなく、幼年犯罪者の成人からの分離収容は物理的にも極めて不十分にしか行なわれていなかった。感化事業の提唱者の多くは、はじめ、この少年犯罪者が成人と雑居していることの悲惨さ、非教育性を問題にしている。感化院設立の運動は少年犯罪者の処遇を監獄から完全に分離し、別個に教育的な施設をつくろうとするものであった。

感化院は少年犯罪者の処遇をめぐって提起され、具体的には社会的に放置をされている少年の保護救済事業としてはじめられた。

わが国で最初に感化院の設立を企画したのは坂部寔と加藤九郎らであったとされている。この坂部、加藤らの運動の協賛者の1人であった小崎弘道は明治13年12月の「六合雑誌」に「懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議」と題して坂部らの運動を世に訴える文書をかいた。その要旨はわが国における犯罪人の増加率は毎年人口の増加率をはるかにうまわまっている。このままでゆくと大変なことになる。これに対する対策は政府にのみまかせるのではなく、われわれも考えなければならない。政府が行なえることは罪人を罰することで、減少させることはできない。その解決策は唯一つ懲矯院を設立することである。懲矯院というものは少年犯罪者を集めて「之レヲ薫陶シ、以テ善良ノ人民トナシテ、老賊宿悪ノ苗子ヲ芟除スル」ところであり、欧米各国には必ずあるものである。その効果は具体的、直接的に犯罪人の数の絶対的な減少となってあらわれていることを例をもって示めし、わが国においても「此院ニシテ其教育宜シキヲ得ハ、則チ一ハ以テ風俗ノ澆季ヲ挽回シ、一ハ以テ政化ヲ補翼スル」<sup>(6)</sup>のものであるとして坂部らが懲矯院を設立しようとしている趣旨を説明し協力を求めている。この小崎の呼びかけにもあるように感化院設立の必要性を訴える人びとの多くは、その目的を犯罪の防遏におき、その事業を「政化ヲ補翼」するものと意義づけている。国家的な観点に立って訴えるということは感化事業ばかりでなく、その他の慈善救済事業に共通に共通したのもであった。これは明治20年代、各地に慈善救済事業が実際化される時、やや弱められるが、明治の40年代以降再び強調され、みずからの事業を国家の施策の代替物として地置づけてゆくようになる。

坂部は監獄局の官吏として、加藤は自由民権運動の新聞記者として新聞紙条令

にふれ入獄した経験からそれぞれ監獄処遇の極めて非人道的なこと、それが少しも犯罪の防止に役立っていないこと、とりわけ成人犯罪者と雑居している幼年者にとってはより悲惨であり、その性質をますます悪化させ犯罪を学習する場ではないことを身をもって感じていた。この2人を中心にして、明治14年5月、懲矯院設立委員会が組織された。そのメンバーには訓盲院の設立運動の推進者である楽善会の中村正直、津田仙らが加わっていた。当時の啓蒙思想家の支持をうけて設立されたものであった。懲矯院は感化院と改名され、設立の準備は主として坂部、加藤によってすすめられ、その年の九月、とりあえず啓蒙的に仮院として感化院を設立することとし、土地の貸与を警視総監、東京府知事に願い出た。この願いはききいれられ仮院開設のはこびとなったが、坂部寔の兵庫の仮留監への転任などにより実際に事業を開始するにはいたらなかった。

しかし、坂部らの感化院設立に関する願書が提出されたことを「朝野新聞」(明治14年9月11日)が「予て噂ありし感化院設立の儀に付……」<sup>(7)</sup>と報じているように、感化院設立委員会の動きは啓蒙的な役割を多少なりとも果たしたものとされる。そして、また「小崎氏の語る所に依れば、当時官公立の感化院設立の議があったが為に同志の間には私設の感化院を設立する要なかるべしとの議論も起り、(さらに坂部の転任もあって計画は中止された)<sup>(8)</sup>」ということなど、この運動が啓蒙運動の一つとしておこされ、その限界にとどまったとみることができよう。

この坂部らの運動は大阪で池上雪枝の感化事業の開始に影響を与えたようである。明治16年池上雪枝は大阪の市内を徘徊する不良少年を集めて感化事業をはじめた。その動機を彼女は「東京なる感化院のことども委しく承りしに、こは遠き西洋にも厳かにもものして人のため世のため、いとどいさを高く慈善ともなるべきこと<sup>(9)</sup>のよしに侍れば」と説明している。この池上雪枝の感化事業を坂部寔も兵庫在任中、後援しているという<sup>(10)</sup>。30人をこす少年を収容したこともあるこの感化院も19年頃には経営難となり、22年頃消滅してしまっ<sup>(11)</sup>た。池上雪枝が感化院を設立した当時、すでに大阪や東京などの都市では急速に進められてゆく資本主義体制の成立過程において犠牲となり生活を破壊され都市へおしだされた窮民子弟の非

行化が顕在化していたことを示めしている。池上が保護したのはこのよるべなき浮浪の民であった。

大阪で池上雪枝が設立した感化院が、わが国における感化院のさきがけとされているが、組織的、継続的なものへと発展していったのは、明治18年に高瀬真卿によって設立された「私立予備感化院」がその最初のものであった。

高瀬真卿も加藤九郎と同様、自由民権運動の新聞記者などで活躍し、入獄した経験のある人である。高瀬の感化院設立の発端は、高瀬自身の語るところによると当初は目的、計画的なものではなかったようである。<sup>(12)</sup> たまたま市ヶ谷懲治監を放免されて行く先のない少年をみずから引き取る以外に方法がなかったことに、そのはじめがあった。ほかにも高瀬を頼ってくるものもあり、彼が組織している心学会の助力や友人などからの寄附を求めて資本を得「私立予備感化院」を創設した。その感化院の院生を公に募ったら忽ち14人のものが集ってきたとい<sup>(13)</sup>う。20年頃資金難から廃絶の局面にも遭遇したが22年には、東京感化院慈善会（「私立予備感化院」は「東京感化院」と改められていた）を組織することができ、有志者の義損金徴集のみちがひらけ、23年には官内省からの御下賜金をうけ、26年には御料地を貸与されるほどに、その事業を安定させることに成功した。

監獄はたんなる懲罰の機関、監獄をもってしては犯罪人はなくならないと感化事業の提唱者などが説くように、監獄を放免されたものは出獄者保護の施策の皆無のなかで、生涯の犯罪者たることを運命づけられていた。犯罪人の数は累積加算されるばかりである。ここに、出獄者保護事業の必要もまた、民間有志者のあいで叫ばれ、明治20年代に入ると各地に事業が開始された。感化事業が監獄内にいる幼年犯罪者の処遇をめぐる提起され、具体的には犯罪の萌芽を未然にのみとることを目的に真犯少年の保護事業としてはじめられたのであるが、高瀬の感化事業のように懲治監を出所した少年を保護救済することから発足するものもあった。また、京都感化保護院（明治22年設立）などのように、出獄者保護事業のなかに幼年者を含み、分化していったものもあった。

東京感化院の設立は千葉県下での感化院の設立（明治19年）に影響を及ぼし

た。千葉県での感化事業は千葉県監獄の教誨師などが県下仏教各宗僧侶の協賛のもとに免因保護事業を発起したことにはじまる。これが千葉県知事のすでに犯罪を犯したものを善導することより、犯罪を未然に防ぐことの方がより重要であり、「すでに東京には感化院が設立されたときくが、本県でも貴殿方の力によってこれを設立して犯罪を未然に防ぐことができたなら」という千葉県下の治安をになうものの示唆によって、設立目的が虞犯少年の保護に移しかえられた。県知事後援のもとになった、この感化事業の経営計画は「県下各宗寺院 3,477の寺から一寺院1年1円づつを義損醸出し……院長は各宗半年交代」ということで県下仏教寺院連合の事業としてはじめられた。しかし、この県内寺院共同の事業たらしめようとしたこの感化事業は各寺院の醸出金が計画どおりあつまらず、計画は成功しなかった。従って、この事業は成田山新勝寺にまかされることとなった。<sup>(16)</sup>

ついで明治21年、岡山県にも仏教僧侶によって感化事業がはじめられた。

明治23年末「窮民救助法案」が帝国議会で提出された。この法案は成立しなかったが、公的扶助を必要とされる飢餓に迫る窮民の問題はもはや、明治7年の「恤救規則」や親族間の相互扶助では処理しきれない程に深刻化していたのである。自活能力を喪失した窮民に対する公的な施策のないなかで、明治の20年代になると、それらの窮民を救済しようとする民間のヒューマニズムにもとずいた専門的慈善事業家による慈善救済事業が各地に成立してくる。特に石井十次の岡山孤児院に代表されるような養育者のない児童の育児事業が次々と生起していった。更に30年代に入ると民間の私的な個人の善意と犠牲のみに依存して成り立っていた慈善救済事業が公共性をそなへるようになり組織化、専門化され、その事業の、そして処遇、教育の内容、方法において独自の理論をもち、科学性が追求されるようになってゆく。事業の実践者がその対象に応じた処遇理論を体系化していく力を持ちはじめた。事業の必要性を学問的、指導的立場にある人が、たんに啓蒙的なものとしてではなく専門家としての立場から説明するようになった。感化事業では堤定次郎や小河滋次郎などがその代表者であった。感化事業の対象者が、そして広く感化救済事業の対象者が学問、科学の対象となるようになったのである。みすてられた子どもたちの教育の問題が日々の生活のなかで具体的に

追求される可能性が生まれたのである。

「東京養育院感化部」はわが国で最初に設立された公立の感化院であった。東京養育院の歴史は明治5年、東京府がロシアの皇太子の来日にさいして、日を追って増加しつつあった府内の乞食を応急にかりあつめ収容したことを直接の契機としてはじめられた。これが府の窮民対策の一つとして、事業対象を府内に徘徊する乞食から窮民一般へとひろげた常設的な保護救済施設として設けられることになった。事業内容、事業規模は次第に拡大され、明治9年には東京府の直轄事業所となった。12年の府議会は養育院経費の地方税支弁を決定した。ここに東京養育院は公的扶助によって全府のさまざまなかたちの窮民、貧民を救済する総合的な施設として、その内容をとのえつつあった。しかし、明治15年の府議会は府が窮民を養育するということは惰民を養成することであり、窮民の救済を地方税をもってすべきでないとして、養育院を廃止することとした。養育院はその入所者の資格をきびしく制限し、事業規模を縮小することを命ぜられた。17年度限りで地方税の支弁は全廃され、養育院は知事直轄の下の委任経営となった。後、市制施行に伴って23年、養育院は東京市の所管に移された。

市に移管された直後の東京市養育院入院規則は入院対象者を左のように厳しく制限規定したものであった。

第1条 養育院は基本財産より生ずる収入を目途とし市内に本籍を有し且つ独身にして左の各項に適合するものを救助するものとす。

1. 極貧にして廢疾不具又は疾病のため産業を営む能はざる者
2. 70年以上にして老衰し産業を営む能はざる者
3. 重傷を受け即時頼るべき所なき者

第7条 在院者に親戚あることを発見したるときは直に本人を引取らしむべし<sup>(17)</sup>

明治23年末には国会に「窮民救助法案」が提出されていることが示めしているように窮民、貧民の状況はそれらに対する公的な施策が必要とされる時期にきていた。特に東京においては一層顕著であった。入院資格の制限を緩和する必要が

養育院側から訴えられ、市会もまた了承せざるを得なかった。その結果「従来の規則に拠れば入院者に対する制限頗る狭隘に失し為めに一家数口飢餓に迫るの窮民も救助する能はざるが如き事実」があるので「其制限の範囲を拡むるは本院設立の旨趣に適合するもの」として入院規則が改正された。

第1条 東京府養育院は孤児及窮民を救育する所とす

第2条 孤児にあらざる者の入院を許可するには2年以来本市の住民にして左の各号の1に該当する者に限る

1. 独身者にして痲疾，不具，疾病，心身耗弱及老衰の為め生計をなすこと能はざる者
2. 独身者にあらずして疾病其他の事故に依り一家生計を為すこと能はざる者
3. 重傷を受け即時頼るべき処なき者

入院資格の制限は幾分なりとも緩和され、旧規則の親戚のものが発見されれば即時退所を規定した第7条にみあう規定は「在院者の親族中扶養の義務ある資力者を発見したるときは直に本人を引取らしむへし(第6条)<sup>(16)</sup>」と書きかえられた。

養育院は院内に多くの児童を収容していた。就学の可能性を全くもたない子どもたちである。その子どもたちの教育の問題が院内で児童の養育にあたっているものの発意によってとりあげられてくる。明治8年に筆算所を院内に設け、窮迫した経費のなかでも続けられ、在院児童の多くが生氣なく子どもらしさを失っている状態を問題にして、福島から瓜生岩子をむかい入れようとしたりするなど、養育院は内部に院内児童に対する積極的なとりくみの姿勢をもっていたといえるであろう。

養育院の入院資格者の制限が緩和されたこと、養育院側の市内の窮民、特に窮民児童に対する積極的なとりくみが入院規則の制限を更に拡げて浮浪児を収容、教育し、感化院を設立させることになったといえることができるであろう。養育院は院内の児童を、そして院外に放置されている児童を教育の対象としてとらえたのであった。院外の放置されている児童の問題までも養育院でとりあげようとしたことが「東京養育院感化部」設立の一つの動機となっている。

養育院に入所できるものは全く自活能力をもたないものに限られていた。養育者のいない児童も、ただそれだけでは保護されなかった。「自活能力」がある児童は対象とはならなかった。彼らは乞食となり、ぬすみをし、物をひろい市内を浮浪していた。

これらの児童の問題を養育院の安達憲忠がとりあげ、みずから浮浪少年の実態調査を行ない、そのレポートとそれらの児童を救済する必要を訴える意見書を「窮児悪化の状況」と題して発表した。(明治26年)

また、院内の児童の多くは乳幼児の時から絶対的な飢餓状態のなかにおかれ「病羸虚弱にして活発の氣力なく、偶々壮健にて入院する者あるも、数月にして羸疲するの<sup>(17)</sup>有様」であり、「行儀がよく室の片隅に座って、大きな声もしない。眼目憔悴、子供らしい潑刺とした元氣は一向に見受けられ<sup>(18)</sup>」ないような状態にまでおちいった子どもたちであった。院内に収容される子どもたちの多くは、その生きる力の全てを失なってしまっている子どもたちであったが、感化院設立の必要性が院内から提唱されるような時期には、院内においても、そのような状態にある子どもたちの他に、行動力のある、そして不良化傾向をもつ子どもたちも、また含まれるようになっていたことを示めしている。養育院が院内の児童の懲治監入所を申請するようなこともあった。

安達の意見書はとりあげられないまま日清戦争をむかえた。戦時下、児童救済の新設事業はかえりみられるところではなかった。しかし、戦争は多くの貧困家庭を崩壊させ、より多くの浮浪児の出現をもたらした。日清戦争以後はわが国において、少年の不良化の問題が恒常的な社会問題となって顕在化してくれるようになる。

明治29年、養育院は市参事会へ満13歳以下の孤児を収容することを安達の調査書をそえて上申した。市参事会はこの上申をとりあげようとはしなかったが、明治30年英昭皇太后の死去により、各府県に慈恵救済資金が下賜されることとなった。養育院は再度、上申書を提出した。

それは御下賜金をもとにして民間有志者の寄付金をあつめ、これを基金として感化部を設立し運営したいとするものであった。

「英昭皇太后の御大喪に際し恤窮資として府県へ下賜成候金員の内本市に属する分を本院基本財産の内へ下賜せしめられ候得は本院に於ては之に加ふるに江湖慈善家を勧誘して義損金を請ひ之を基金として右等浮浪の幼年者を収養し改過遷善の実効を奏し候様致し候得は聊以て陛下御追孝の御旨趣に答へ奉り且つ屢に建議致し候旨趣をも貫徹致し候次第に付右恤窮資を本院へ下賜せしめられ候様御取計あらん事を……」<sup>(19)</sup>

これに対して東京府は府に下賜された2万5千円のうち市への割当分おおよそ1万7千円を養育院の基金に編入することを左の命令条件をもって認めた。

#### 命令条件

第一条 東京市養育院ニ於テ従来ノ規模ヲ拡張シ慈恵救済ノ事業ヲ施設シテ永遠無窮ニ恩賜ノ御意ヲ貫徹セシムルコトヲ要ス

第二条 恩賜金ハ東京市養育院ニ於テ施設スル事業拡張ノ目的相立タルト認ムル場合ニ於テ之ヲ下附ス

第三条 東京市養育院ニ下附セラレタル恩賜金ハ同院ノ基本財産ニ編入シ永遠ニ之ヲ維持保管スベシ決シテ其原資ヲ消耗スベカラズ

<sup>(20)</sup>  
第四条以下略

恩賜金もとに「聖徳の厚きを奉体し」「皇恩ノ優渥なるに報い」「永遠無窮ニ恩賜ノ御意ヲ貫徹セシ」めるために市をあげて、民間の慈善の心あるものから義損金を徴集する事業がはじめられた（明治31年3月）。3万3千軒を対象に6万円の義損金を徴集しようとするものであった。市内各区に募金に関する委員、事務委員が委嘱された。

ここにわが国最初の公立の感化院、東京養育院感化部が恤救規則の精神にのっとり、皇室の慈恵のもとで憐れむべき無告の民に対する市の慈善救済事業の一つとして養育院のなかではじめられることになったのである。

養育院は「窮民子弟の情体を観察するに内に之を教誨するものなく飢寒えを駈て乞食紙屑拾の群に陥れ、遂に不良の習慣に浸染せしめ拘横窃盗至らざる所なく法網に罹り刑人と為るもの比々皆是なり、其為す所甚だ悪むへしといえども境遇の然らしむる所其情状憐憫に堪へざるものあり、若し之を自然に放任して顧みざる時は則自暴自棄の極危を冒し険を躡み罪を犯して自から省みず甚だしきに至ては徒を集め党を結び社会の安寧秩序を壊乱するに至るも亦知るべからず、是れ本院が今日を時とし不良少年を収養して以て悪漢凶豎の萌芽を未然に防遏し倫常德義の扶植に就て幾分裨補せんと欲する」ものであると募金のよびかけをしてい

る。また、各区の募金委員会の文書は「皇太后の慈恵救済資を拝載するや本市に於ては東京養育院の事業を拡張して感化部を創設し窮児収容の事業を起す事に確定致候に付ては小生共大にその美挙を賛成し進んで其資金募集の委員と相成候次第に御座候該事業たる固より本市の事業とは申ながら毫も市税等に依て之を起すにあらずして恩賜金及び慈善家の義金を其基本として之を興し且永続の方法を謀る」ものであるから賛助してほしいと訴えている。窮民の子弟をもそのおかれた境遇の故に慈恵の対象としてくみこむこと、それは美挙であることとその社会的な効果を説くものであった。募金活動は「直接訪問した家で寄附を謝絶した所は<sup>(21)</sup>なく、何れも浮浪幼者収容の美挙を賛して多少の寄附をしない人はなかった」という。

養育院感化部は計画した募金額の徴集をまたずに設立されることになった。放火を常習とする一少年の出現が感化部の設立を急がせたのであった。(東京市中に大きな被害をもたらした少年の放火事件はまた、国会における「感化法」の審議にも影響を与えた)。明治32年10月、感化部の工事が着手され、33年7月、開設の式があげられた。感化部入院規則の第一条は「本部に入院せしむるものは本市内に居住し左の各号の一に該当する者に限る」として「満8歳以上16歳未満にして扶養義務者なき悪化の虞あるもの」と「満8歳以上16歳未満にして放逸又は不良の行為ありて扶養義務者無資力の為め之を矯正すること能はざるもの」を対象としている。扶養義務者がいないこと、またはこれに準ずるものが対象となっている。扶養義務者なく悪化の虞あるものとして入部したもので「親族中扶養ノ義務アル資力者ヲ発見シタルトキハ直ニ本人ヲ引取ラシムベシ」(第6条)とあるように、養育院本来の役割である窮民救済の枠をひろげたものとして感化部が設立されたのであった。

東京養育院感化部は東京市の窮民対策事業の一貫として生まれたものであるが明治33年に公布された「感化法」が41年改正され感化院の設置が各府県に強く義務づけられる以前に設立された民間の感化院のいくつかは、窮民救済事業、孤児等の救済事業(育児事業)のなかから分化成立している。明治32年7月設立された広島県の感化院は仏教寺院団体の孤児救済事業の発起に地方官からの要望が加

わり，孤児救済と感化事業を併立させた施設として発足したものであり，同年11月に徳島県で開設された阿波国慈恵院は育児，感化，免囚保護の三つを事業の柱として出発している。また，33年4月に島根県の一僧侶によって設立された山陰慈育家庭学院は感化部，育児部，免囚保護部，盲啞訓育部の4種の事業を行なおうとするものであった。40年には岐阜県下で従来からあった児童救済施設，清水育児院のなかに感化部が設立されている。

留岡幸助が東京巢鴨に「家庭学校」を設立したのは明治32年11月であった。留岡の「家庭学校」は適当な保護者がいないため不良化のおそれある不幸な少年を保護救済するという立場を更にすすめて，不良少年，虞犯少年の性格を改善することに中心目標をすえ，事業の目的を明確に教育＝感化教育を行なうことにおいて設立されたものであった。留岡は少年犯罪者の処遇のために監獄ではない教育的な施設，感化院を設けるべきであるという従前にもあった主張を一步すすめて不良性格を改善する具体的な感化教育の内容と方法を理論的実践的に追究し，感化教育のなかみを理論化し体系化した。

留岡は犯罪を社会問題ととらえ，この世から犯罪をなくし社会を改良するためには犯罪人の性格を，特に幼少な段階で改良する必要があると考えた。社会問題の解決をあくまでも個人の性格の改良にもとめる留岡は感化教育事業に全力を投入し，内務省の地方改良運動，感化救済政策に積極的に協力し，融和運動にも力をいれるのであった。窮極の目標である犯罪の防遏を「教育」をもって行なおうとしたのである。犯罪防遏のための手段が「教育」であった。犯罪性性格の除去に役立つ教育的，教化的なさまざまな方法が追究され，感化教育という教育の分野が形成されていった。

留岡幸助は監獄改良の仕事に生涯を捧げようと意を決し，北海道空知集治監に教誨師として赴任する（明治24年）。ここで彼は在監在の非常に多くが14，5歳の幼少年の頃から早くも不良少年であったことを知ったのである。「犯罪の萌芽は既に早く幼少のころに発生せるものであることを知るに至った。斯くて犯罪者の種子は是等不良少年であるが故に此時代から之を教化薫育するにあらざれば以

て世の犯罪を減少し犯罪者を救済することは至難である<sup>(22)</sup>」と考えるに至った。「当時の刑事統計を見ても累犯者が甚だ多い。其れは初犯の時に改良が出来ないからである。初犯で難かしければ二犯三犯になると尚更難かしい」「罪すれば罪する程悪くなる」ということを知らないで「本を塞かずして未ばかり治め」ようにするわが国の刑事政策は根本的にあやまっている。「将来犯罪の卵である不良少年を学校組織にして教育せば必ずや成功する<sup>(23)</sup>」としてその方法を研究するために留岡はアメリカへゆく。(明治27年)

帰国後、<sup>(24)</sup>「わが国に於て系統的に感化事業を論じた著書の最初のもの」である「感化事業の発達」が発表された。その著の序文で「犯罪を予防して国家の健全を保たんと欲すれば……其由て起る所の本源に溯り犯罪人を発生する根拠より之を救治せざる可らず、抑々根拠とは何そや悪少年是なり、欧米各国に於て犯罪人を減少せんが為めに各種の改良を為すものは犯罪を予防せんが為に感化事業に力を致さざるもの殆んど稀なり然るに我国の如きは監獄問題稍々志士の注目する所となりたしと雖犯罪少年及悪少年を適當の方法に依りて保護教育する感化事業の振起せざるは一大欠典にし斯事業に関する著書なきも亦甚遺憾」であるのでこの著をもって感化事業が国家にとって重大な関係ある問題であることを訴えたいとしている。わが国において犯罪が年々激増している状況を見るならば、その本源である不良少年に対する国家的施策は急務である。わが国において少年犯罪者を監獄のなかの懲治場においていることは決定的なあやまりであり、外国においては監獄の近傍に感化院をつくることさえまちがいであるとされていると説明する留岡の感化院の構想は感化院をたんに物理的に監獄からきりはなすだけではなく、感化院の周辺の地域的な環境の良否を問題にしている。不良少年の感化は社会の害悪によごれていない大自然のよき環境のなかにおいて自然の力のもつ教育によって可能なのだとみていた。これが「家庭学校」の場所をはじめは巢鴨に、そして北海道へと求めてゆく根拠になるのである。

留岡は政府に対しても「政府若し……懲治場を監獄より分離し以て青山流水の地に感化院を起さば幾多の犯罪を未然に防ぐこと」になることをよびかけ「父母たるもの困究無智乱倫の故を以て、其子女を教育するに堪へざる時に当り、政府

が此等の少年を集めて、適当なる保護を与えるは正に其任」であり、官設の感化院が一つもないのは問題であるという。そして、感化事業振興のため政府がまずもって模範的な感化院を設立することを強く訴えている。

留岡はみずからも感化院を設立し、これを「家庭学校」と命名した。「家庭学校概則」<sup>(25)</sup>の第3条に「本校ノ目的ハ官庁ノ説諭ニ依リ又ハ一私人ノ勧誘又ハ父兄ノ囑托ヲ以テ来リタル不良少年ヲ父兄ニ代リテ教養スルニアリ」とある。「家庭学校」は教養能力のない家庭にかわって児童を教育する家庭であった。ここに感化院の対象は不良性格をもつ児童一般に拡大されたのである。留岡は不良化の原因の多くを家庭の状況のなかに求めていた（「感化事業の発達」においては少年悪化の原因のなかにあげられていないが）。「物質文明の進歩に伴って良い家庭が段々減って行く」<sup>(25)</sup>ことが不良少年増加の原因であるとしている。概則の第5条には「本校ハ家族制度ニ由リテ生徒ヲ家庭的愛情ノ裡ニ薰陶スルモノトス」とある。不良少年の性格改良のためには家族制度による方法が最善のものであると考えられていた。

概則の第四条は「本校生徒教養ノ方法ハ専ラ職業ヲ授ケ加フルニ德育，智育，体育及宗教ヲ以テス但シ宗教ハ基督教ニ拠ル」とある。「家庭学校」の教育方針は家族制と自然主義と職業教育（自然主義に基づいた農業による教育が中心）と留岡が厚く信仰していたキリスト教によって支えられていた。内務省が昭和5年に発行した「感化事業回顧30年」に「家庭学校」の設立過程について「当初氏は三好退蔵氏と協力して感化学校を起す計画なりしか、三好氏は児童に宗教思想を吹き込むは不当なりと主張し、氏は飽迄基督教主義を主張するより、双方手を分つこととなり」と記されているように、留岡は協力者である三好退蔵とあえて袂を分つほどまでに感化院教育の成功のためには宗教が欠くべからざるものであると考えていたのである（三好退蔵は大審院長であった人で独自に感化院設立の必要を感じていた。留岡とは別個に感化院設立の計画ももったが、東京養育院感化部の設立に尽力することとなった）。留岡は日本の家庭において宗教の力が非常に衰えていることを少年非行化の一つの原因であるとみている。宗教心の欠落は犯罪を生起するものであった。留岡はみずからをかえりみて「（自由民権運動の

たかまりのなかで少年時代をすごした私はもし) 基督教の道を聞く機会を得てゐなかつたならば、周囲の物情に刺戟をうけ、自由民権の仲間入りをして政治運動に参加してゐたに違いないと思ふ。……(私は少年の頃、非常に反抗心が強かつたから) 政治運動に加はつてゐたら……強烈な民権論者となり、論者に止らず激越な言論から猛烈な行動に出て入獄はおろか、何んな間違を犯したか分らぬ。……それが基督教に拠つて間違のない道を歩ましていただくことが出来……私は神様に対して感謝の念が油然と起らざるを得ない」とする彼にとってキリスト教は不可欠なものであった。宗教は激越な反抗心をおさえ、調和ある人格をつくるもとであった。

### 「感化法」の制定

明治33年3月「感化法」が公布された。内務大臣西郷従道、監獄局長大久保利武の下で内務省参事官窪田静太郎、監獄局事務官小河滋次郎、留岡幸助などの協力によって草案がつくられた。

#### 感化法案

第1条 北海道及府県ニハ感化院ヲ設置スヘシ

第2条 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス第3条感化院ニ関スル経費ハ「北海道及沖縄県ヲ除クノ外」府県ノ負担トス

第4条 北海道及府県ニ於テハ其区域内ニ団体又ハ私人ニ属スル感化事業ノ設備アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ感化院ニ代用スルコトヲ得

第5条 感化院ニハ左各号ノ1ニ該当スル者ヲ入院セシム

- 1 地方長官ニ於テ満8歳以上16歳未満ノ者之ニ対スル適當ノ親権ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者
- 2 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者
- 3 裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第8条 感化院長ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権ヲ行フ、在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス

第14条(附則) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

各県府県に感化院の設置を義務づけようとするこの法案には抵抗があつた。不良少年の救済に公費をあてることは考えられない時代であつた。「私(留岡幸助)が家庭学校を創立したところ、石井十次君が岡山孤児院を創立してから七八

年にもなってるた。また山室軍平君が救世軍に身を投じてから三四年も経ってるたかと思ふ。原胤昭君に至っては免囚保護に従事すること既に七八年に及び大分経験が出来てるたころだと思ふ。これらの社会事業のうち比較的世間から好感を以て迎へられてるたものは僅かに石井君の孤児院だけだったやうだった。……如何に少年とは云ひながら悪いことをした奴らだ、泥棒をし浮浪漂泊をなし火まで放けた奴だ、かくの如きものを構って世話するなどとは以ての外であるなど、相当の人が言ひ切ったものだ<sup>(28)</sup>とされている時にあって、府県の感化院設置の義務は事実上ぬけおちていった。今いっせいに施行するといっても必ずしも適切な感化教育にあたれる人材がいるとは限らない。そうであれば感化院をつくっても、それは懲治場と同じことになってしまう。各府県で感化院を設立し維持できる見通しがついたり、民間でしっかりしたものができた時に感化法によって、その事業を行なったほうがよい。今は民間からこのような事業がおこるのを奨励することの方が大事であるとして附則第14条は修正を要求された。その結果第14条は「本法施行ノ期日ハ府県会ノ決議ヲ経、地方長官ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム」と修正されることとなった。また、政府は感化院設置の費用として監獄費を国庫支弁にうつすことによって浮いてくる経費をあてることも考えたが議会はこれを否決してしまった（監獄費の国庫支弁は実現）。

「感化法」制定後、41年に改正されるまでの間に「感化法」を施行した府県は東京府、大阪府、埼玉県、秋田県の2府3県のみであった。東京府は東京市養育院感化部を府の代用感化院とし指定し、他の府県においてはそれぞれ地方議会の議を経て、公立の感化院が創設された。各県とも感化院の設置については積極的ではなかった。少年犯罪者の処遇は刑法に基づく懲治場送りで十分であった。社会的な保護を必要とする児童一般の問題について公的な施策がほとんどかえりみられていない時に、いかに不良少年対策が将来の社会治安のうえから必要だとされても、そのために不良少年を保護し教育しようとするにはかなりの無理があった。窮民の救済は基本的には「人民相互の情愴」によるものであり、なかんずく不良性格をもつものの、不良性格をもつが故の保護救済を公費をもってあてるとは当時の当局者の救済政策の観点をもってすれば考えられないことであった。

明治40年、刑法が改正され、14歳未満の児童は刑事責任を問われないこととなった。また、刑法中より懲治処分の項が除去され、懲治場は廃止されることになった。ここに触法少年を処遇する場所がぜひとも必要となり、刑法を補完する「少年法」が用意されていない段階において、感化院は必要不可欠なものとなってきた。政府は感化院の設置を各府県に義務づけながらも、その実際上の施行を地方議会にまかせてしまっている状態を改め、感化法の施行を強制するために感化法を改正することとなった。

改正点は1) 感化院収容児童の年令を16歳から18歳に引きあげたこと。2) 創設費については $\frac{1}{2}$ 、経常費については $\frac{1}{6}$ の国庫補助を行なうようにしたこと。3) 府県が共同して感化院を設置することを認めたこと。4) 国立感化院を設置するみとおしを立てたこと(将来計画として全国6ヶ所位設置) 5) 第14条の「本法施行ノ期日ハ府県会ノ決議ヲ経、地方長官ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム」とあったのを「府県会ノ決議ヲ経」を削除したことなどである。各府県に感化院の設立を強要するものに改正されたのである。

更に内務省は明治41年9月、各府県から講習員を派遣させて、感化救済事業講習会を開催し、感化院の設置方を指導している。この講習会はその後毎年ひらかれることとなり、当初は感化院事業に関するものが中心であったが、大正元年開催の第5回講習会からはその内容は救済事業の各分野にひろげられ、特に児童の保護救済事業に中心がおかれるようになり、感化院事業は感化救済事業の一分野として位置づくようになってゆく。

内務省が各府県に感化院の設置を強請した理由を内務省が明治43年に各地方の感化救済事業を督励するために出版した「感化救済小鑑」のなかによみとることができる。この小鑑には感化院事業ばかりでなく各地で行なわれているさまざまな種類の救済事業の紹介が行なわれている。その序文は感化救済事業の趣旨について次のように述べている。

「感化救済の事や、広義に依りて之を言へば、其の範囲もと頗る広汎にして、其の関する所亦甚多端なり。独り狭義の所謂不良少年の感化を意味するのみならず……其の未だ不良ならざるに当て、之を善導し良化するも、亦実に感化の一要領たらずんばあらず。救済の如きも亦然り。……感化と曰ひ、救済と曰ふ、何れも単なる仁恵の意味を以て、直接個

人に対する、一時の方途のみを尽くし、此の如くにして其宜しを得たりとすべきにあらず。必ずや其根本よりして広く彼等を訓化し指導して、均しく人道を履ましめ、共に国法を守らしめ、又能く自治自営の良化と化せしむるを以て、其の目的とせざるべからず。」

資本主義体制の成立、発展に伴って貧困問題は深刻化し一般化していた。労働能力がありながら生活に困窮する下層の賃労働者、失業者が増大してゆく。貧困問題は国家的な問題とならざるを得なかった。従前の窮民救済事業とはちがった感化救済事業が必要とされてきた。従前の慈善救済事業はあくまでも私的なものであった。その故にその事業は美挙でもあったのである。その事業は被救済者個人を対象としていた。しかし、今ここに内務省が督励しようとしている救済事業は国家権力が背景にある、国家的な課題をになった「感化救済」事業であった。その対象はもはやかつての恤救の対象であった窮民に限られるものではなかった。広く貧困層の訓化、善導を使命とするものであった。内務省は各地の慈善救済事業を内務省の意とする感化救済事業に改編させ、より一層その事業を普及させる必要があった。この要請の下に出現したのが感化法であり、感化院の設置であった。感化院は単なる救済施設ではなかった。その限りにおいて教育の施設であった。留岡幸助の家庭学校はその先鞭をつけるものであった。

明治41年の感化法改正により同年中に12の道府県において感化院が設置されることとなった。その多くはすでに感化事業を行ない実績をあげている民間の施設を代用感化院として指定したものであった。翌42年3月に国庫補助に関する勅令が公布され、24の県で感化法が施行され、43年度までに沖縄を除いた全ての各道府県に感化院が設立されることとなった。しかし、その多くは感化法施行に伴い、民間の施設を急拠勸奨づくりあげ、これを代用に指定するというような場合が多く、それらの施設のなかには「形式こそ代用感化院として存在したるも、収容生僅に1、2名のものあり、甚だしきは何等事業に着手するに至らずして空しく1、2年を過ぎたるものもあつた」<sup>(29)</sup> という事態も出現した。感化法発布30年記念事業が内務省の主催で行なわれた時（昭和5年）香川県立斯道学園長、田村亀四郎は「本県は明治41年12月に丸亀市中府に在る、海南慈善会と云ふ孤貧児教育所を代用感化院とすることを発表したが、未だ実際感化事業を開始するには至ら

なかったのである。……43年1月から初めて院生を收容するやうになった。当時は県当局並に県下有識の一部のものが其の必要を感知して居た位のもので、……一部には感化院の存在は即ち其の地方に不良児の存在を証明することであって……若し其の設置の止むなくんば成るべく規模の小さなものを」という意見が多かったことを回想し、これはまた、多くの地方においてもそうであつただろうと記している。佐賀県の場合も明治41年に感化法を施行しながら大正7年に至ってはじめて1名の入院者をむかひいれ<sup>(30)</sup>ている。

## 註

- (1) 昭和14年「教育学辞典」岩波書店
- (2) 中野善達・加藤康昭「わが国特殊教育の成立」の資料による。346頁
- (3) 文部省刊行「教育雑誌」第6号附録明治10年
- (4) 前掲「わが国特殊教育の成立」
- (5) 小川太郎「非行少年処遇の100年」「青少年問題」昭和42年12月号
- (6) 「明治文化全集」第6巻社会篇
- (7) 内務省社会局「感化事業回顧30年」昭和5年
- (8) 上同書
- (9) 生江孝之「日本基督教社会事業史」の資料による
- (10) 全国教護協議会「教護事業60年」
- (11) 上同書
- (12) 都市紀要16「東京の特殊教育」
- (13) 内務省社会局前掲書
- (14) 全国教護協議会前掲書
- (15) 東京市養育院「養育院60年史」
- (16) 右同書
- (17) 養育院が筆算所の経費補助の申請を知事に提出した時の文書の一部「創立40周年記念石神井学園史」より
- (18) 「黎明期に於ける東京都社会事業と安達憲忠翁」14頁。安達が福島から爪生岩子を招聘しようとした動機として記されている。
- (19) 「養育院60年史」より
- (20) 上同書より
- (21) 東京都立萩山実務学校「萩山実務学校50年史」
- (22) 留岡幸助「予を語る」(昭和3年)、「留岡幸助君古稀記念集」(昭和8年)
- (23) 留岡幸助「家庭学校創設に至るまで」(昭和4年)右同書
- (24) 内務省社会局前掲書

80 社会政策としての特殊教育

- (25) 都史紀要「東京の特殊教育」の資料による
- (26) 留岡幸助「感化事業実務方法」（大正元年11月感化救済事業講習会の講義草稿）前掲書
- (27) 留岡幸助「私は何ぞ感化事業に身を投じた乎」前掲書
- (28) 留岡幸助「思い出を語る」前掲書中
- (29) 内務省社会局前掲書
- (30) 右同書「都府県に於ける感化事業」